

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和5年9月

日高川町

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 日高川町は、和歌山県のほぼ中央部に位置し、平成17年5月1日に日高川流域の3町村（旧川辺町、旧中津村、旧美山村）の市町村合併により誕生した町です。

その立地条件を生かして、川辺地区では日高川沿いの平野から支流沿いの山間部において、かんきつ類とりわけ温州みかんを基幹作物として野菜、花き、水稲、梅を組み合わせた複合経営を行っており、近年では施設栽培に取り組む意欲的な経営者も多く、農業の活性化が図られてきました。

中津地区では、日高川とその支流沿いの平地部での水稲を基幹作物とし、梅、八朔、野菜、千両を組み合わせた複合経営を行っています。

美山地区では、日高川とその支流沿いの平地部での水稲を中心に梅、千両、サカキ、高野マキ等の花木類を組み合わせた複合経営を行っています。

今後は、各地区の地形・気象条件に適合した高収益性の作目、作型を導入して、地域として産地化を図ります。また、経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指します。

2 本町では、昭和40年代より兼業化が進み、令和に入りさらに農業離れが進行している中、農業従事者の高齢化の進行と相まって、農業を担う者の不足が深刻化しています。また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強く、農地の流動化についてもこれまで顕著な進展をみないまま推移してきましたが、兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に、農地の流動化が進む可能性が高まっています。

一方、町内の山間地域においては（川辺地区の一部、中津・美山地区の全域）、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は農業を担う者に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障をきたす事にもなりかねません。

3 本町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することに努めます。

具体的な経営の指標は、本町及びその周辺市町村において現に成立している優良な経

営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり300万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指します。

- 4 本町は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業振興を図るために行う自主的な努力を補助することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施します。

まず、本町は、農業協同組合、町農業委員会、県等が十分な相互の連携の下で濃密な指導を行うため、協議の場の設置（農業経営基盤強化促進法第18条第1項）等により、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための話し合いを促進します。

さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の関係機関が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるように誘導します。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結び付けた目標地図を作成し、利用権設定等を進めるとともに農地中間管理機構との連携を図ります。

また、地域計画における目標地図の達成に向けた活動は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努めます。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指します。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導、助言を行います。また、農業への新規参入の促進及び優良農地の確保を図ります。さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、うえたろー組合等の農作業受託組織と連携を密にして、農地貸借と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努めます。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進します。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置付けを占めるもので

あり、地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成します。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農を単位として生産の組織化に当たっての話し合いの場に女性の参画を呼びかける等、積極的な地域農業への参画・協力を促進します。

なお、効率的かつ安定的な経営体と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他兼業農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくよう努めます。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、農業委員会の支援による認定農業者への農用地利用集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとします。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした農業基盤整備促進事業の実施に当たって、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行うものとします。

5 本町は、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式と経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を農業協同組合と連携して県の協力を受けつつ行います。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本町の令和4年度の新規就農者は2人であり、過去3年間、ほぼ横ばいの状況となっているが、従来からの基幹作物である果樹の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業を担う者を安定的かつ計画的に確保していく必要があります。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本町は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとします。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる40代以下の農業従事者40万人の目標や和歌山県農業経営基盤強化促進基本方針を踏まえ、本町においては年間5人の当該青年等の確保を目標とします。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本町及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の8割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得240万円程度）を目標とします。

（3）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本町の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については日高振興局農業水産振興課や農業協同組合等と協力し重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していきます。

（4）地域ごとに推進する取組

ア 川辺地区

和歌山県農林大学校や県農業試験場と連携した加工品の開発、新技術の導入等により、青年層が意欲を持って営農できる環境を整え、安定的な経営体へと成長した農業者が担えるような取組を一体的に進めていきます。

また、農業協同組合、日高振興局農業水産振興課等と連携し、栽培技術の指導や販路の確保を行い、一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにしていきます。

イ 中津・美山地区

新規就農施策を重点的に推進する地区とし、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入を重点的に進め、農業協同組合、日高振興局農業水産振興課等と連携し、青年層が意欲を持って営農できる環境を整え、安定的な経営体へと成長した農業者が担えるような取組を一体的に進めていきます。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

中間農業地域（川辺地区のうち、大字伊藤川、大字藤野川、大字山野地区を除く地域）
 [個別経営体]

営農類型	経営規模(a)	作物別生産規模(a)	農業従事者
果樹専作	樹園地 200	極早生みかん 30 早生みかん 100 普通みかん 20 八朔 10 清見 10 不知火 30	主たる従事者 2人 季節雇用 2人
果樹＋野菜（施設）	樹園地 140 ハウス 30	極早生みかん 30 早生みかん 70 普通みかん 20 八朔 10 甘夏 10 ハウスウスイ 30	主たる従事者 2人 季節雇用 2人
果樹＋野菜（露地）	樹園地 130 畑 40	極早生みかん 20 早生みかん 40 普通みかん 20 清見 20 不知火 30 露地ウスイ 30 ナス 10	主たる従事者 2人 季節雇用 2人
果樹＋野菜（施設）＋水稻	樹園地 100 ハウス 30 田 50 （裏作 20）	極早生みかん 20 早生みかん 20 普通みかん 20 梅 40 ハウスウスイ 30 ブロッコリー 20 水稻 50	主たる従事者 2人
野菜（施設）専作	ハウス 20	施設ミニトマト 20	主たる従事者 1人 季節雇用 5人
野菜（施設、露地）専作	施設 30 畑 50	ハウスウスイ 30 ゴーヤ 20 ブロッコリー 30	主たる従事者 1人 季節雇用 3人

山間農業地域（川辺地区のうち、大字伊藤川、大字藤野川、大字山野地区と、中津地区及び美山地区）

[個別経営体]

営農類型	経営規模(a)	作物別生産規模(a)	農業従事者	
果樹＋花木＋ 水稲	樹園地 30	梅	30	主たる従事者 1人 季節雇用 1人 家族労働力 1人
	施設 30	千両	30	
	畑 50	サカキ	50	
	田 50	水稲	50	
果樹＋野菜(露 地)＋水稲	樹園地 40	梅	40	主たる従事者 1人 季節雇用 2人 家族労働力 1人
	畑 20	ナス	10	
	田 20	ピーマン 水稲	10 20	
水稲＋林産物	田 30	水稲 備長炭	30 (周年)	主たる従事者 1人
水稲＋果樹＋ 林産物	田 30 樹園地 30	水稲 梅 しいたけ	30 30 300kg	主たる従事者 1人

(2) 生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標

生産方式	<p>「地域の条件や資源などを活かした特色ある農業生産の推進」</p> <p>「基盤整備の推進」を重点として、特徴化商品と新鮮野菜供給産地づくりを進めるとともに、水田を中心とした土地基盤整備を進め、農地の汎用化、高度利用による集約型農業の推進及び農用地の流動化等による生産コストの低減を図る。又果樹園については、近代化施設の導入による省力化に努め、適地性を生かしながら柑橘類、落葉果樹の生産拡大を図り、果樹の周年栽培体系の確立を目指す。野菜については、ウスイエンドウ・ミニトマトの施設栽培を中心に露地野菜のウスイエンドウ・ブロッコリー・ゴーヤ・ピーマン・ナス等の地域に適した作物の導入を図り、千両等の施設栽培やサカキ等の花木類についても栽培を進める。</p>
経営管理の方法	<p>経営の合理化、健全化を進めるため、複式簿記記帳の普及により経営と家計との分離を図る。</p>
農業従事の態様等	<p>農業従事者の安定的確保を図るため、休日制、給料制、社会保険加入等の充実を図る。また、家族経営協定の締結を進める。</p> <p>他産業並の労働時間を実現するため、機械化、施設化を進める。</p>

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に本町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

中間農業地域（川辺地区のうち、大字伊藤川、大字藤野川、大字山野地区を除く地域）

営農類型	経営規模(a)	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
果樹専作	樹園地 160	〈資本装備〉 ・動力噴霧器 1 台	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族労働力 ・季節雇用従事者 ・家族経営協定締結に基づく給料制、休日制の導入
果樹＋野菜（施設）	樹園地 110 ハウス 20	〈資本装備〉 ・パイプハウス 1 棟 ・暖房機 1 台 ・管理機 1 台 ・動力噴霧器 1 台		
果樹＋野菜（露地）	樹園地 100 田 30	〈資本装備〉 ・動力噴霧器 1 台 ・管理機 1 台		
果樹＋野菜（施設）＋ 水稻	樹園地 80 ハウス 20 田 40 （裏作 16）	〈資本装備〉 ・パイプハウス 1 棟 ・暖房機 1 台 ・管理機 1 台 ・トラクター 1 台 ・コンバイン 1 台 ・乾燥機 1 台		
野菜（施設） 専作	ハウス 15	〈資本装備〉 ・動力噴霧器 1 台 ・鉄骨ハウス 1 棟 ・暖房機 1 台		
野菜（施設、 露地）専作	施設 20 畑 40	〈資本装備〉 ・パイプハウス 1 棟 ・暖房機 1 台 ・管理機 1 台 ・動力噴霧器 1 台		

山間農業地域（川辺地区のうち、大字伊藤川、大字藤野川、大字山野地区と、中津地区及び美山地区）

営農類型	経営規模(a)	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
果樹＋花木 ＋水稻	樹園地 24 施設 20 畑 40 田 40	〈資本装備〉 ・動力噴霧器 1 台 ・千両ハウス 1 棟 ・トラクター 1 台 ・コンバイン 1 台 ・乾燥機 1 台	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族労働力 ・季節雇用従事者 ・家族経営協定締結に基づく給料制、休日制の導入
果樹＋野菜 （露地）＋ 水稻	樹園地 32 畑 16 田 16	〈資本装備〉 ・動力噴霧器 1 台 ・管理機 1 台 ・トラクター 1 台 ・コンバイン 1 台 ・乾燥機 1 台		
水稻＋林産物	田 24	〈資本装備〉 ・トラクター 1 台 ・コンバイン 1 台 ・乾燥機 1 台 ・チェーンソー 1 台 ・刈り払い機 1 台		
水稻＋果樹 ＋林産物	田 24 樹園地 24	〈資本装備〉 ・トラクター 1 台 ・コンバイン 1 台 ・乾燥機 1 台 ・動力噴霧器 1 台 ・チェーンソー 1 台 ・刈り払い機 1 台		

第3 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

- 1 本町の特産品である温州みかんやウスイエンドウなどの農産物を安定的に生産し、本町農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高

度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組みます。このため、認定農業者制度、認定新規就農制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、わかやま農業経営・就農サポートセンター、県普及指導員、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組みます。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得支援などの受入体制の整備、先進的な農業経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行います。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組みます。

加えて、本町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行います。

- 2 本町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、県普及指導員や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修のあっせん、必要となる農用地等や農業用機械の取得に対しての支援を行います。

また、就農後の定着に向けて、農業者組織への勧誘による他の農業者等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行います。

- 3 本町は、日高地域新規就農者育成協議会と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及びわかやま農業経営・就農サポートセンターへ情報提供を行います。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

- 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度です。

- 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び

面的集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標	備 考
面積のシェア：40% なお、面的集積についての目標については、中間管理事業を活用して、農用地の利用集積における面的集積の割合を高めていくことを目標とします。	

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本町では、柑橘や梅を中心とした果樹農業に施設・露地野菜、水稻を組み合わせた複合経営による農業が展開されており、農用地の利用については認定農業者を中心とした担い手への集積もある程度進んでいるが、集積された農地は比較的分散しており、ほ場間の移動が多いことや大規模機械の導入ができないことなど、効率的な作業が進まず、結果として労働時間や経費がかさむことになり、担い手が経営のコストダウンを図る上で課題となっています。

また、担い手が少ない地域においては、一部遊休化したものが近年増加傾向にある。

(2) 本町では、農業を担う者の経営安定と効率化を図るためには、分散農地の解消策を講じ、面的に集積されるよう努める必要があります。また、今後の10年間において離農等により20～30ha程度の農地が供給されると考えられるものの、受け手の確保、戦略作物の導入等について適切な施策を講じなければ、本町農地の2～3割程度が遊休農地化し、本町の基幹産業である農業に重大な支障をきたす恐れも考えられます。

このため、本町は認定農業者を中心とした効率的かつ安定的な経営体の育成を図り、それらの者に地域の農地を面的に集積することを誘導するとともに、そうした認定農業者等が見当たらない地区においては、地域の農業者等による農用地利用改善団体等を育成し、地域の農地を守る体制の整備等を進めることにより、本町の農地の効率的利用を目指し、もって基幹産業である農業の振興を図ります。

(3) 将来の地域計画の達成に向けた具体的な取組内容及び関係機関及び関係団体との連携等本町の将来の農地利用のビジョンの実現を図るため、以下の施策等を積極的に推進することとします。

ア 認定農業者、集落営農組織、法人等効率的かつ安定的な経営体の育成

イ 地域の実情にあわせた多様な担い手の育成

ウ 農地中間管理機構の活用によるア及びイに対する農地の面的集積の促進

エ 遊休農地解消のための基盤整備、条件整備等の実施

なお、これらの施策の円滑な推進のため、関係機関との間で農地に係る情報提供の共有化を進めるとともに、関係各課、町農業委員会、農業協同組合、土地改良区、日高川町地域農業再生協議会等による指導体制の整備を行います。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本町は、県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、本町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組むものとします。

本町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業の実施に努めます。

- ① 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関すること
- ② 農地中間管理事業が行う特例事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとします。

1 協議の場の設置方法と地域計画の区域基準、その他に掲げる事業に関する事項

本町においての協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を区域ごとに設置し、当該区域における基幹作物である温州みかんとウスイエンドウの農繁期を除いて設定することとします。開催に当たっては、区会等の集まりを積極的に活用して周知を図ります。協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行います。その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、保全等を図るよう指導していきます。

本町は地域計画の策定に当たって、日高振興局農業水産振興課・町農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行います。

2 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

- (1) 本町は、県農業公社と連携した普及啓発活動等により、同公社が行う特例事業の実施の促進を図ります。
- (2) 本町、町農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため、同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとします。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農

用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本町は、地域農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進していきます。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとします。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付け地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとします。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとします。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付け地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程については、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとします。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第6-1号の認定申請書を町に提出して、農用地利用規程について町の認定を受けることができます。

② 本町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をします。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ (4)の①のイの実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

① 本町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を町の掲示板への掲示とインターネットの利用等により公告します。

② ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用します。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員の所有する農用地について利用権の設定等を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員の所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができます。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとします。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等に関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

③ 本町は、②に規定する事項が定められている(4)の農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をします。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地については、所有者（所有権以下の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

エ 担い手へ農地集積・集約化と遊休農地の発生防止・解消を進める中核的な事業体とし、関係機関との連携を密にして、最大限に活用すること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなします。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等を行うよう勧奨することができます。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとします。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めます。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努めます。
- ② 本町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、日高振興局農業水産振興課、町農業委員会、農業協同組合等の指導、助言を求めてきたときは、日高川町地域農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的かつ重点的な支援・協力が行われるように努めます。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本町では、次に掲げる事項を重点的に推進し、地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地についても適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託を組織的に促進する上で必要な環境の整備を図ります。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の形成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組

織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとします。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本町は、1 から4までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとします。

本町は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻と転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努めます。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本町は、町農業委員会、農業協同組合、県、土地改良区、農地中間管理機構、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立します。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらの農用地利用の集積を強力に推進します。

② 農業委員会等の協力

町農業委員会、農業協同組合、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、日高川町地域農業再生協議会の方針に基づき、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本町は、このような協力の推進に配慮します。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとします。

附 則

- 1 この基本構想は、平成19年4月1日から施行する。
- 1 この基本構想は、平成21年4月1日から施行する。
- 1 この基本構想は、平成22年6月9日から施行する。
- 1 この基本構想は、平成26年9月29日から施行する。
- 1 この基本構想は、令和5年9月22日から施行する。